

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	羽生市

羽生市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 経済環境部農政課
所在地 羽生市東6丁目15番地
電話番号 048-561-1121
FAX番号 048-563-4329
メールアドレス nousei@city.hanyu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	アライグマ、ハクビシン、タヌキ、イノシシ、カラス、ドバト（カワラバト）、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	羽生市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
アライグマ	果樹・野菜・その他	42a 2115千円
ハクビシン	野菜	1a 31千円
タヌキ	水稲・果樹	7a 170千円
イノシシ	水稲・野菜・果樹・豆類	今後被害が懸念される
カラス	水稲・麦類	70a 644千円
ドバト(カワラバト)	水稲・野菜・果樹・豆類	今後被害が懸念される
ヒヨドリ	水稲・野菜・果樹・豆類	今後被害が懸念される
ムクドリ	水稲・野菜・果樹・豆類	今後被害が懸念される
スズメ	水稲・野菜・果樹・豆類	今後被害が懸念される

(2) 被害の傾向

野生鳥獣による農作物被害を正確に実態把握することが困難ではあるが、羽生市全域において被害報告があり、特にアライグマの報告が顕著である。耕作放棄地の増加や、空き家等が野生鳥獣の絶好の隠れ場所となる上、野菜や果樹の放置等が年間を通じて被害の発生を招く結果になっている。特に、カラスによる水稲への被害や、アライグマによるきゅうりやスイカ等の野菜類や、柿等の果樹類への被害が多くあげられる。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
アライグマ	2115千円	42a	2100千円	40a
ハクビシン	31千円	1a	30千円	0.8a
タヌキ	170千円	7a	160千円	5a
カラス	644千円	70a	612千円	68a
合計	2960千円	120a	2902千円	113.8a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 箱わなの設置によるアライグマ等の捕獲 ② 箱わなの貸出 ③ 有害鳥獣駆除 	<ul style="list-style-type: none"> ① ② 被害数、被害地域ともに拡大の傾向にあるため、箱わな及び従事者の確保が必要である。 ③ 施している区域が局所的であり、実施回数が年間に1回のため、効果が限定される。
防護柵の設置等に関する取組	—	—
生息環境管理その他の取組	① 被害防止対策の周知	① 被害を受けていない区域もあり、地域全体に現状や対策が浸透していない。

(5) 今後の取組方針

<p>① 被害防止対策の普及啓発 研修会への参加、野生動物の生態、野生動物が出没する背景等を学習し、正しい知識を身につける。 周辺地域に向けて、広報や市HP等を活用し、被害防止対策の周知を図る。</p> <p>② 地域に応じた適正かつ効果的な被害対策の実施 地域全体で連携し、正しい知識・効果的な被害対策を実施する。 特定外来生物に指定されているアライグマについては「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、積極的に捕獲・調査を実施するとともに、生息域及び被害状況が類似するハクビシンやその他鳥獣については、被害状況を鑑み、捕獲による駆除が妥当と判断された際に適宜捕獲を実施する。 鳥獣については、対策を捕獲に限定せず、防護ネットや防護柵等で作物を守るなどして被害の防止に努める。 貸出用わなの数量を増加させる。</p> <p>③ 広域連携による被害防止対策の推進 関係機関および他県、他市町村と情報交換等をおこない連携して鳥獣被害防止を図る。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

アライグマの捕獲については、借入希望者の敷地内に限り箱わなの貸出しを行い、わな猟免許所持者や、アライグマ捕獲従事者養成研修の修了者に関しては、アライグマ捕獲従事者とし、地域全体での捕獲を実施する。その他の獣類の捕獲については、被害状況を鑑み、捕獲による駆除が妥当と判断された際に、適宜捕獲を実施する。

また、鳥類の駆除についても、猟友会員等の有資格者を従事者として、適切かつ効果的に捕獲を実施する。

さらに、アライグマやハクビシン等の獣類については、資格を有する羽生市職員で捕獲チームを編成し、被害状況を鑑み、適宜捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	アライグマ ハクビシン	・箱わなの設置 ・銃器による捕獲
令和9年度	タヌキ イノシシ カラス	・箱わなの設置 ・銃器による捕獲
令和10年度	ドバト ヒヨドリ ムクドリ スズメ	・箱わなの設置 ・銃器による捕獲

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
県鳥獣保護管理事業計画との整合性を図りながら、有害鳥獣捕獲を基本として実施する。アライグマについては、県のアライグマ防除計画を踏まえた捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
アライグマ	全頭	全頭	全頭
ハクビシン	40頭	40頭	40頭
タヌキ	60頭	60頭	60頭
イノシシ	1頭	1頭	1頭
カラス	300羽	300羽	300羽

ドバト	700羽	700羽	700羽
ヒヨドリ	30羽	30羽	30羽
ムクドリ	30羽	30羽	30羽
スズメ	30羽	30羽	30羽

捕獲等の取組内容	
タヌキ アライグマ ハクビシン イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：箱わな ・捕獲実施予定時期：通年 ・捕獲予定場所：市全域
カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：銃器による駆除 ・捕獲実施予定時期：通年 ・捕獲予定場所：新郷地区
カラス、ドバト、ヒヨドリ、 ムクドリ、スズメ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：バードトラップ ・捕獲実施予定時期：通年 ・捕獲予定場所：市全域 ・巢落としの実施

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
羽生市	委譲済

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
アライグマ ハクビシン タヌキ イノシシ	被害に応じて防護柵（電気柵等）の設置を検討する。	被害に応じて防護柵（電気柵等）の設置を検討する。	被害に応じて防護柵（電気柵等）の設置を検討する。
カラス ドバト ヒヨドリ ムクドリ スズメ	被害に応じて防護ネット等の設置を検討する。	被害に応じて防護ネット等の設置を検討する。	被害に応じて防護ネット等の設置を検討する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

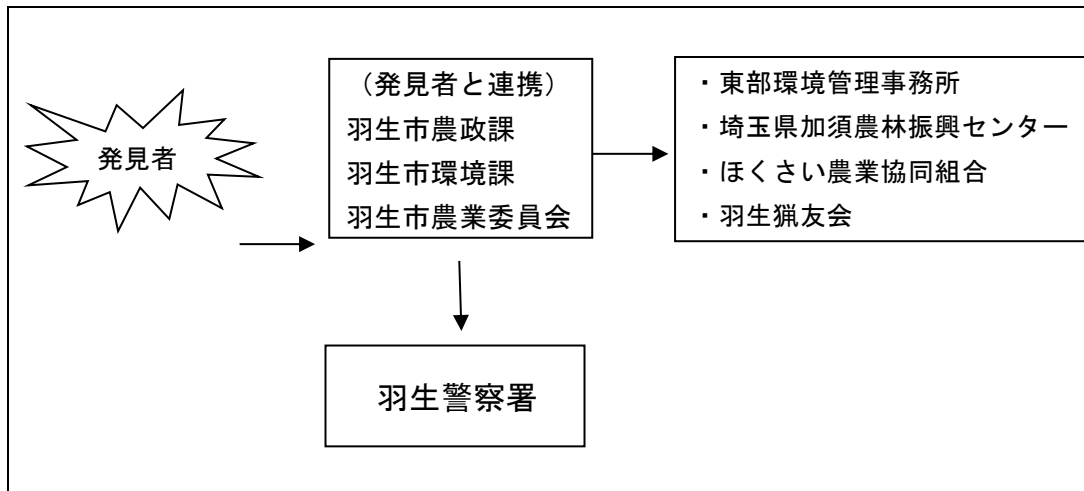
年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	アライグマ ハクビシン タヌキ イノシシ	被害防止対策の普及啓発、耕作放棄地の解消
9年度	アライグマ ハクビシン タヌキ イノシシ	被害防止対策の普及啓発、耕作放棄地の解消
10年度	アライグマ ハクビシン タヌキ イノシシ	被害防止対策の普及啓発、耕作放棄地の解消

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
羽生市農政課	関係機関への情報伝達、市民への注意喚起
羽生市環境課	関係機関への情報伝達、市民への注意喚起
羽生猟友会	緊急パトロール及び緊急捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲に関しては、安楽死の後、処理施設で焼却処分をしている。
有害鳥獣捕獲に関しては、安楽死の後、処理施設で焼却又は、埋葬処分をしている。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	未設置
構成機関の名称	役割
—	—

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東部環境管理事務所	情報提供等
羽生猟友会	捕獲の実施
羽生市農政課	被害対策への協力、関係機関への情報伝達
羽生市環境課	被害対策への協力、関係機関への情報伝達
埼玉県加須農林振興センター	被害対策技術の指導・助言
ほくさい農業協同組合	情報提供等
羽生市農業委員会	情報提供等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置しなければならないほどに被害が拡大し、市民の被害対策への意識が醸成されれば検討していく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

県の研修会等を通じ、知識・技術の向上等に努めていく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

広報誌やホームページ等を利用し、放任農作物や家庭ゴミ等の放置を注意喚起する。